

各 位 殿

書籍刊行のご案内

拝啓 春寒の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご厚誼にあずかり、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび私共**TFG**では「Q & A形式による 税務調査概説 ―質問検査権―」を刊行致しました。永年にわたり税務調査等の関連業務を関わって参りました経験をもとにQ & A形式でわかりやすく解説しております。是非、実践の場でご活用ください。ご希望の方は下記申し込み用紙にご記入の上、郵送またはFAXでお申し込み下さい。

敬具

Q & A形式による

税務調査概説

Q&A

— 質問検査権 —

TFG 税理士法人

質 疑

Q26 税務調査時に会計事務所ではなく友人知人等第三者の立会いはできるのか。

税務調査の立会いは税理士固有の業務であり友人、知人等第三者の立会いは税理士法違反となるおそれがあり、又、調査官に課している守秘義務との関連性もあり、かつ正当な理由があるとは考えにくいので、不可と解するべきであろう。なお、税理士の指示で会計事務所職員が調査の円滑化に資するため付き添い、あるいは手伝いという場合があるが、当該職員は、税理士とともに法上の守秘義務が課されていることからして、特段の問題は存しないと解されている。

判 例

大昭和裁判所昭和61年12月26日判例「調査に第三者の立会いを認めることが税務職員の守秘義務違反のおそれや、非税理士に税理士業務を容認することによって税理士法違反の疑いを生ずることになると判断して、第三者立会い拒否をした措置は税務職員に委ねられた合理的な裁量の範囲内の行為であって違法があるということとはできない。」

守秘義務

税理士法第38条(秘密を守る義務)
税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。
税理士法第54条(税理士の使用人等の秘密を守る義務)
税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。税理士の使用人その他の従業者でなくなった後においても、また同様とする。

応 答

諸判例など

- ・ 1項目につき1P～2Pにまとめています
- ・ 全50項目のQ & A
- ・ 定価1,200円

専用申込書

「Q & A形式による 税務調査概説 ―質問検査権―」

氏 名	所属部課名
会社名	電 話
住 所	